

## 危険物取扱者制度概要

### 1 危険物取扱者

危険物取扱者制度は、製造所等における最も基本的な保安制度です。危険物の貯蔵・取扱い作業を安全に行うためには、貯蔵し取り扱う危険物の性状や、危険性に対する専門的知識が必要とされます。

そのため、一定の知識を有する者に対して、試験により危険物取扱者の資格を与えることとし、製造所等での危険物の取扱作業を「危険物取扱者自ら行う」か、「危険物取扱者以外の者が危険物取扱者の立会いを受けて行う」ことに限定して、危険物施設からの災害発生を防止しようとする制度です。

#### (1) 危険物取扱者の意義

危険物の貯蔵又は取扱い作業を安全に行うためには、貯蔵し取り扱う危険物の性状や、危険性に対する専門的知識が必要とされることから、製造所等で危険物の取扱い作業を行う場合は、危険物に関する一定の知識を有する危険物取扱者が行うか、又は無資格者が当該行為を行う場合は、危険物取扱者の立会いをさせることにより、製造所等の保安の確保を図っています。(消防法第13条第3項)

#### (2) 危険物取扱者免状

危険物取扱者免状は、危険物取扱者試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付するもので、当該免状の種類等は次のとおりです。(消防法第13条の2)

なお、都道府県知事から交付された危険物取扱者の免状の地域的効力は、試験に合格した都道府県内に止まるものでなく、全国に通用します。

種類	取扱いが可能な危険物	無資格者の取扱い作業立会いの可否	危険物保安監督者選任の可否	定期点検(※※)
甲種危険物取扱者	全ての危険物	全ての危険物	全ての危険物	○
乙種危険物取扱者	免状に記載されている種類の危険物	免状に記載されている種類の危険物	免状に記載されている種類の危険物	○
丙種危険物取扱者	ガソリン、灯油、軽油 第三石油類(※) 第四石油類、動植物油類	×	×	○

※重油、潤滑油及び引火点130度以上のものに限る。

※※定期点検のできる施設：点検を実施する者の所持資格に係る危険物施設

### (3) 危険物取扱者の責務

危険物取扱者については、法令上、次の責務が課せられています。

#### ア 危険物の貯蔵又は取扱いに係る技術上の基準の遵守等（危政令第31条第2項）

危険物取扱者は、危険物の取扱作業に従事するときは、貯蔵・取扱いの技術上の基準（消防法第10条第3項）を遵守するとともに、当該危険物の保安の確保について、細心の注意を払うことが義務付けられています。

#### イ 危険物取扱作業の立会い時の監督等（危政令第31条第3項）

甲種又は乙種危険物取扱者は、危険物の取扱作業の立会いをする場合は、取扱作業に従事する者が貯蔵・取扱いの技術上の基準を遵守するよう監督するとともに、必要に応じてこれらの者に指示を与えることが義務付けられています。

### (4) 保安講習

#### ア 法的根拠

製造所等において、現に危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者は、都道府県知事等の行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を一定期間ごとに受けなければならないことを義務づけています。（消防法第13条の23）

なお、免状の交付を受けている者であって、危険物の取扱作業に従事していない者は、受講義務の対象となりません。

#### イ 講習の受講時期

##### （ア）継続して危険物取扱作業に従事している者

原則として、講習を受けた日以降における最初の4月1日から3年以内に受講します。

##### （イ）新たに従事する者

取扱作業に従事することとなった日から1年以内に受講し、以後は（ア）のとおりです。

#### ウ 講習未受講に対する措置

危険物取扱者免状返納命令の対象となります。（消防法第13条の2第5項）

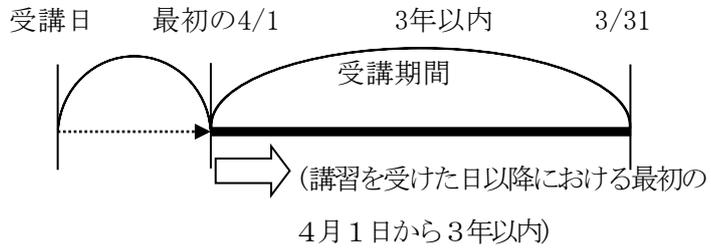
### (5) 免状の返納

都道府県知事は、危険物取扱者が法令又は法令に基づく命令の規定に違反しているときは、免状の返納を命ずることができるとされています。

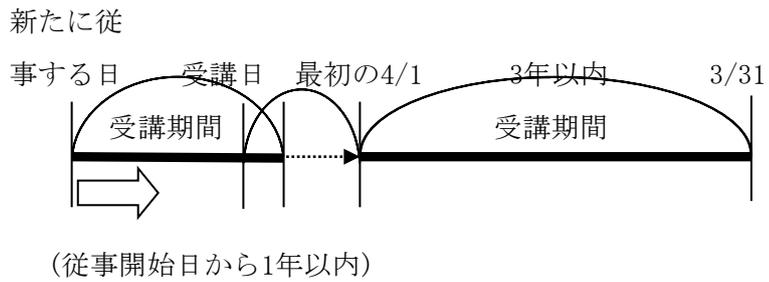
（消防法第13条の2第5項）

## 保安講習受講サイクルのイメージ図

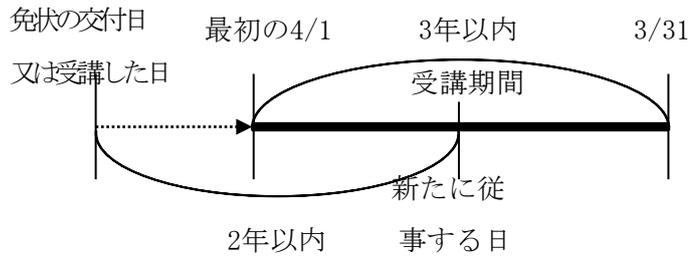
継続して危険物取扱作業に従事している者



新たに従事する者



新たに従事する者で過去2年以内に免状の交付又は講習を受けている者



従事しなくなった者又は従事していない者

法令上、特に受講する義務はない。